

「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化に対する 市民意見の概要と市の考え方

現在、『公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針』の具体化指針、「提案型公共サービス実施制度に関するガイドライン」、「多様な人材活用に関するガイドライン」、「市民と行政の協働に関するガイドライン」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

なお、今後の活用検討にかかる意見につきましては、現時点での市の考え方を公表しています。

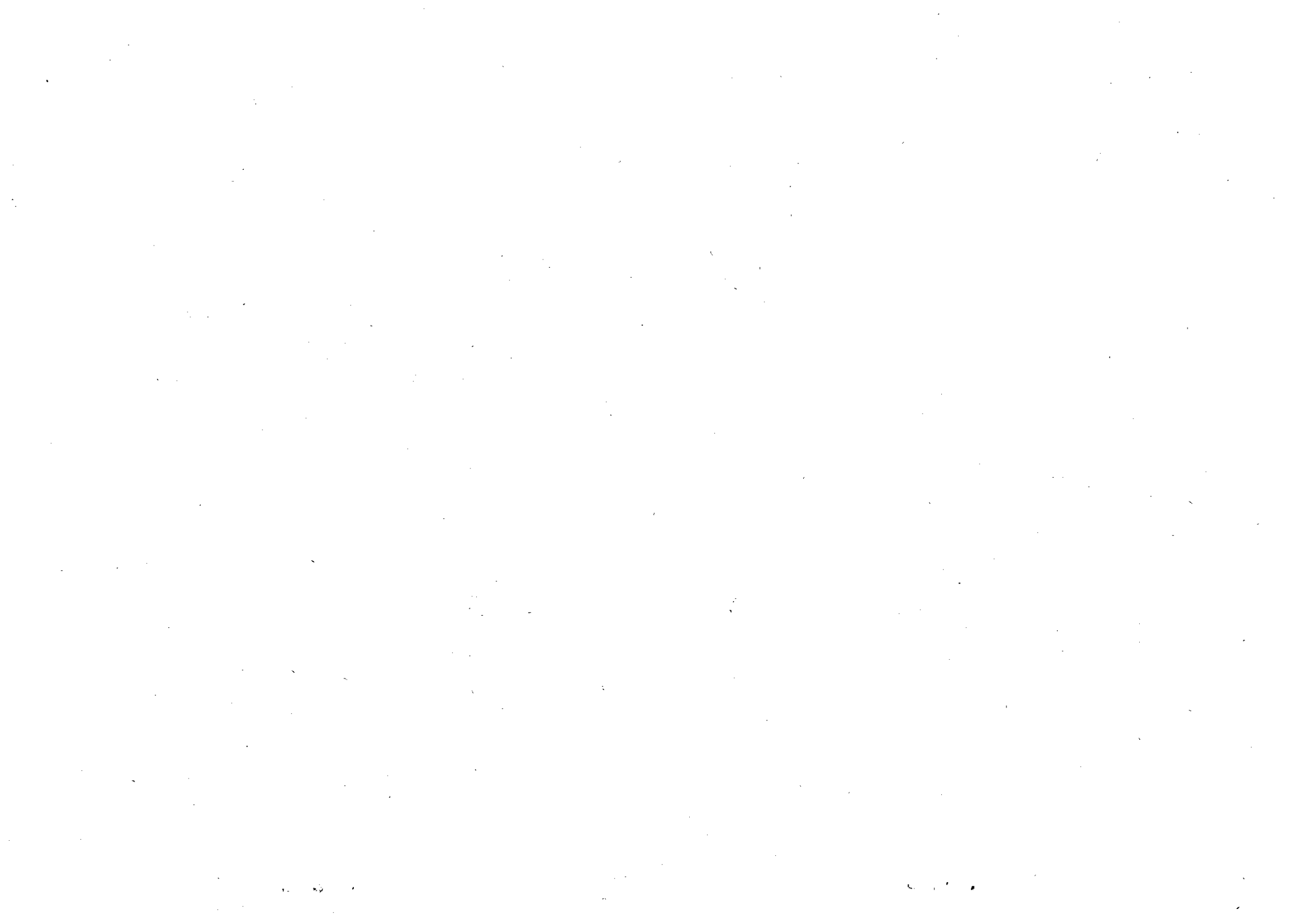
1. 集計結果等

1) 提出方法別提出人数(団体含む)と意見件数

提出方法		提出人数(人)	提出意見(件)
1	郵便	0	0
2	ファックス	0	0
3	電子メール	3	20
合計		3	20

2) 意見募集期間

平成21年1月20日(火)から平成21年2月20日(金)まで



2. 公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針の具体化に対する意見(パブリックコメント)

素案1・・・「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化指針、素案2・・・提案型公共サービス実施制度に関するガイドライン、素案3・・・多様な人材活用に関するガイドライン、素案4・・・市民と行政の協働に関するガイドライン

No.	該当ページ及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
1	素案3	雇用形態を5業態に分類されているが、身体障害者の参加について触れられていない。さらに、超高齢社会に突入した今日、成年後見制度の活用が今後必要となってくるため、制度設計を検討してほしい。	身体障害者については特に明記しておりませんが、どの雇用形態でも当てはまるものであり、いずれの雇用形態においても障害者雇用促進の主旨に沿った運用をしております。成年後見制度とは判断能力が不十分な方に関する制度であり、公民協働の取り組みとは直接関係しないものと考えております。
2	素案1、全体	地方自治法第一条の二では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定されており、市民の要望に基づき、市民が行政の役割を判断するもので、行政自体が直営・民営化等区別するものではない。 現在の経済状況から、地方自治体が雇用を守り広げる役割を担っているため、市が職員数を増やすこと、投機的事業から恒常的に職員給与などを通じて市民に還元することで、地域経済の活性化も促進されるのではないかと。その努力を最大限行った上で、さらに地域経済の安定を通じて「市民の参加」条件が拡大するのではないかと。いみじくも、「効率性やコスト削減」といった着眼点だけでなく」と言われているように、効率性やコストで判断できないところに「公共」「地方自治」の役割があるのではないかと。	行政は、市民の信託を受けた市長が住民の福祉を増進するための各種施策を実施し、市民の代表である議会がその活動をチェックするという、民主的プロセスの中で市民の皆さまの要望を反映できるようにしております。また、財政状況が逼迫している中では、財源に見通しがなく、職員数を増やしたり、投資的事業を積極的に進めるといった施策展開ではなく、限られた財源を効果的に配分し、選択と集中を進めながら、持続可能な行政運営を維持することが求められております。このような取り組みを通じて、住民の福祉の向上を図るといった地方自治法の立場に立った行政の役割が果たせるものと考えております。
3	素案1	「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化指針(以下「具体化指針」とは、昨年6月に八尾市が策定支援業務の委託先を公募した「公民協働推進アクションプログラム」と同じものか。同じものであればなぜ名称が変更されたのか、また、同時に委託していた「行政関与の必要性と基準」「資料編」等はどうかになったのか。	「具体化指針」は、「公民協働推進アクションプログラム」と同じものです。名称に「アクションプログラム」を使用しなかった理由は、平成20年2月に策定した「行政改革アクションプログラム」の名称との混同を避けるために「具体化指針」としたものです。また、「行政関与の必要性と基準」については、具体化指針の2ページ「図表：本指針の位置付け」のとおり再整理し、3ページ以降の「八尾市版公共サービス(事務事業)分類の考え方」に再構築した内容を含めておりますので、取り扱いにつき補足説明を加えることといたします。 なお、資料編は別途編集をします。
4	素案1	次の事項について、これまでどのような時期にどのような方法と内容で行われ、その結果がどうであり、今回の「具体化指針」にどのようにつながっているのか。 ① 公的サービスの範囲に関する市民との合意形成 ② 公と私の役割分担のための市が関与すべき内容提示 ③ 行政関与の基準見直しに関する市民の思いと考への吸収 ④ 市の判断等の公表と市民意見の集約 また、公と私の役割分担を市民の総意で決定する場合の手法は、どのようなものが適切かつ望ましいと考えており、具体的にどのような手法を選択するのか。	今回の市民意見提出制度の実施自体が行政と市民の合意形成の一つの手段と考えており、指針等の推進の段階では、「八尾市公民協働手法推進委員会」において市民委員の意見を聞きながら制度構築を進めてまいります。さらに今後、提案型公共サービスの実施については、対象事業の選定段階において民間からの提案を受ける仕組みに発展させられるよう、モデル事業の試行状況等を踏まえ制度構築を進めてまいります。これらの制度が機能することで、より一層市民の意見が反映させられるものと考えております。なお、市が関与すべき内容や判断の公表については、今後、公民協働を具体的に進めていく中で、具体的な事業毎に行っていくものと考えています。
5	素案1	そもそも「私的サービス」、「公的サービス」、「市が直接提供するサービス」、「市以外の主体が提供するサービス」とは具体的にどのようなものか、また「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」(以下「基本方針」)の「公共サービス」も含め、抽象的な概念ではなく一般の市民が分かるよう具体的に例示してほしい。	ご質問のサービスの分類は、平成14年3月に策定した「行政関与の必要性と基準」の中で分類したものであると思いますが、「私的サービス」とは、一般に地方公共団体以外の供給者と消費者との間で対面に基づき、売買・取引されているものやサービスのことで、「公的サービス」とは、国・大阪府・八尾市など地方公共団体が供給するサービスです。「市が直接提供するサービス」とは、市が実施主体となつて市の職員により直接供給するサービスです。「市以外の主体が提供するサービス」とは、例えば、学校給食調理業務のように、市が管理・監督など一定の責任を負いながら民間企業に業務を委託するなどの方法により供給するサービスです。

素案1・・・「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化指針、素案2・・・提案型公共サービス実施制度に関するガイドライン、素案3・・・多様な人材活用に関するガイドライン、素案4・・・市民と行政の協働に関するガイドライン

No.	該当ページ及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
6	素案1、1ページ	「従来の公共サービス提供手法に捉われない新たな手法を活用し、質の高い公共サービスを継続して提供することをめざして」とあるが、新たな手法(公民協働)による公共サービス提供を行った場合、市民にはどのような効用や効果があるのか、またなぜ質の高い公共サービス提供が可能なのか、理由も含めて具体的に説明してほしい。さらに、この提供手法が安定的な社会モデルとして成立している先進事例(国内外問わず)があれば教えてほしい。	行政の守備範囲内であるサービスには、①直接市が行う方が明らかに質・効率性共に向上するもの、②民間にノウハウがあり民間が行う方が明らかに質・効率性共に向上するもの、③行政・民間共にノウハウがありどちらが担うべきか検討の余地があるものという分類が考えられます。「具体化指針」の3ページにおける事務事業の分類の考え方に照らし、上記①については「直営」、②が「公民協働」の各手法を活用するという判断を行うことにより、市民のニーズに適した満足度の高いサービス提供が行えるものと考えます。また、上記③に該当するサービスについて、提案型公共サービス実施制度を活用するのは、単にアウトソーシングを進めることが目的ではなく、民間から提案を受けることにより行政が民間の手法等を意識し、市民の満足度を向上するために徹底した行政改革を進めることも目的としていることから、職員の意識改革や業務の効率化などサービスの質の向上につながるものであり、市民にとってより質の高い公共サービスが提供できるものと考えております。 なお、提案型公共サービス実施制度については、様々な自治体において法に基づく市場化テスト、提案型公共サービス実施制度など様々な手法で実施されているため、他の自治体における取り組みを参考にしつつ本市の地域特性等を考慮し進めてまいります。
7	素案1	今回の素案作成にあたり次のような問題や課題をどのように検討されたのか、また問題や課題を克服するための具体的な改善策や考えを説明してほしい。 ① 民間組織に公共サービスを委ねた場合、公共サービスの公共性を担保しつつ営利目的の追求による行政の歪曲や癒着等を防止するためには民間組織の活動を一定制約(統制)する必要があると思われるが、これは民間活力の活用という課題と両立しうるものか。 ② 民間組織が公共サービスを提供する場合、その情報公開の必要性が新たに生じるため、それに対応した情報公開制度が必要にではないか。PFI等では、民間営利企業の企業秘密として、情報公開がより制限され、議会による統制すら困難な状況もある。 ③ 公共サービスを民間組織が提供することによって、行政組織の内部のみではなく、行政と民間との間でサービスの分散化・断片化が生じ、また、一定の達成目標が設定されることによって、主要な関心はかなり限定的にならないか。行政の組織や活動における総合性が失われる危険性があることから、これら「副作用」への対応が必要になってくるのではないか。 ④ 日本国憲法は、国民の福利ないし権利の実現にとって必要な事務・事業は、国や地方公共団体の「公務」として原則として「公務員」の手によって行われるべきことを予定しており、憲法上の制約に反しない範囲で公務の民間化が許容されているが、あくまでも例外にとどまるべきものと思われる。公務の民間化に伴う公務員の非公務員化が一定の範囲で認められるとしても、憲法上限界があると考えるべきではないか。	①民間組織が公共サービスの実施主体となることで民間の新たな事業展開にもつながることから、一定の制約や統制を加えても民間活力の活用という課題とは両立するものと考えております。 ②情報公開についての考え方はご意見の通りですが、事業者のノウハウに関する情報を保護するため、公平・公正な環境をつくることも重要と考えることから、専門家の意見や他の自治体の取り組み状況も踏まえながら、今後検討してまいります。なお、PFIに係る事業は、PFI法に基づく法的制約と理解しております。 ③公共サービスの実施主体を民間に委ねる場合であっても、行政としての責任を全うする意味で、委ねるサービス全体を行政が統括する必要があることは言うまでもありません。そのためにもモニタリングの手法やその技術の確立が求められており、これらを通じた取り組みが、ご意見の「副作用」への対応の一つとなるものと考えております。 ④公民協働の手法の普及は、憲法制定当初には想定されていなかったことですが、時代の変遷とともに、公共サービスの領域が膨大になり、かつ、行政の限られた人材・資源の中でサービス提供を行うためには、市民とのパートナーシップの強化、すなわち市民と行政が果たすべき役割(果たすことができる役割)を果たすという考え方が求められる社会的状況にあると考えます。ご意見のような懸念については、モデル的な事業を進める中で行政の責任を確保しながら、新たな具体的な事案に即して、解決を図っていくことが重要だと考えます。なお、法令の規定により行政が直接実施すべき業務や、政策・施策の企画立案、意思決定の業務、許認可・監督処分等の公権力の行使、危機管理のため行政の責任において直接実施すべき業務等、実施主体が行政に限られる事務事業が当然あることから、無制限に民間に委ねるということは考えておりません。
8	素案1、3ページ	「八尾市版公共サービス(事務事業)」という新たな言葉が登場していますが、「基本方針」の「公共サービス」との関係性を説明してほしい。	「八尾市版」は後ろの「分類の考え方」にかかる修飾語です。具体化指針の公共サービスと基本方針の公共サービスとは同義です。
9	素案1、3ページ	「八尾市における公民協働推進の検討の流れ」の左端の棒グラフの「公共サービス」と「行政関与の必要性と基準」の「公的サービス」や「市が直接提供するサービス」との関係性を説明してほしい。	概ね、「具体化指針」3ページの「市民にとって必要な公共サービス」が「行政関与の必要性と基準」の「市民が享受するサービス」。「実施主体が八尾市」が「行政関与の必要性と基準」の「公的サービス」。「直営」が「行政関与の必要性と基準」の「市が直接提供するサービス」。「公民協働」が「行政関与の必要性と基準」の「市以外の主体が提供するサービス」という関係にあります。なお、「民間サービス」は「行政関与の必要性と基準」の「私的サービス」という関係にあり、「具体化指針」において、より分かりやすく再整理したものです。
10	素案1、3ページ	「八尾市における公民協働推進の検討の流れ」の左から3番目の棒グラフの「民間サービス」と「行政関与の必要性と基準」の「私的サービス」や「市以外の主体が提供するサービス」との関係性を説明してほしい。	

素案1・・・「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化指針、素案2・・・提案型公共サービス実施制度に関するガイドライン、素案3・・・多様な人材活用に関するガイドライン、素案4・・・市民と行政の協働に関するガイドライン

No.	該当ページ及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
11	素案1、3ページ	「行政関与の必要性と基準」はステップ②の判断を行うもので、基準を整理し発展させたものがステップ①～③のチェックリストであると思うが、従来の「行政関与の必要性と基準」とチェックリストはどのように対応し整理をしたのか、また「行政関与の必要性と基準」から抜けたものはないのかなど説明してほしい。	行政関与の必要性と基準に示している内容については、チェックリストの中において表現を変更しながら包含しておりますが、ご意見の内容につきましては、その関係を分かりやすく表現できるよう整理のうえ、「具体化指針」に反映することとしました。
12	素案1、5ページ	「チェックリスト」の「④当該施策が公共的性格をもっている」の「公共的性格」とは具体的にどのようなものをさし、その基準は何か。	「④当該施策が公共的性格をもっている」という項目の◇で示している内容です。
13	素案1、5ページ	「チェックリスト」の「◇市民が同時にサービスを受けとることができる」と「⑩状況に関わらず全ての市民が同様に提供されるべきものである」との違いは何か、具体的に例示してほしい。	「市民が同時にサービスを受けとることができる」とは、公共財の共同消費性に関することです(例えば、公園のサービスは、AさんとBさんが同時に利用できるといったことです。)(「状況に関わらず全ての市民が同様に提供されるべきものである」とは、安全や人権など市民としての基本的な状態であり、市民にとって必要なサービスをさします。
14	素案1、5ページ	「チェックリスト」に「⑥市場原理の補完機能を果たす」とありますが、意味がよくわかりませんのでわかりやすく説明してほしい。	市場においては、民間事業者は基本的に事業採算の合う事業しか実施しませんが、こうした市場機能を補い、事業採算が合わなくても、社会的に必要なサービスについては行政のサービスとして実現するという事です。なお、「具体化指針」において補足説明を加えることとします。
15	素案1、8ページ	「(1)行政の責任の確保」に「公共サービスの提供において、行政は市民ニーズを把握し、安全かつ適正なサービスを安定的に供給していかなければなりません。」とあるが、急激な景気の低迷や企業における株主・資本構成の急激な変動などによる民間事業者の状況変化に対し、公共サービスの安定的かつ継続的な提供が行える保証はどこにあるのか。昨今の経済危機により、公共サービスを担っていた事業者が急遽撤退した事例もあるなか、具体的かつ実効性のある対策について説明してほしい。	民間事業者と行政が、モニタリング等を通じた指導監督の中で、日頃から密接にコミュニケーションをとることによって、仮に民間事業者が経営危機に陥るようなことがあれば早めにそうした状況を把握し、未然に対処することを想定しています。
16	素案1、8ページ	「(1)行政の責任の確保」に「事業者の選定から指導監督までの過程において評価・検証を行い、サービス提供について適宜見直しを行う」とあるが、どのような「評価・検証」を行うことを考えているのか具体的に説明いただきたいのと、その「評価・検証」が適切であるかについて一般の市民はどのように判断したらよいのか説明してほしい。	評価・検証については、事業者自身によるチェック、行政によるチェック、第三者機関によるチェック等が考えられます。具体的な方法については今後検討してまいります。また、「評価・検証」が適切であるかどうかは、上記のチェック結果について適宜情報公開をしていくなかで判断していただくことを想定しています。
17	素案1、9ページ	「②公民協働手法の導入後」に「事業者の選定から指導監督までの過程において、法令遵守、個人情報保護、安全・衛生管理の観点から評価・検証を行い、サービス提供について適宜見直しを行う」とあるが、どのような「評価・検証」を行うことを考えているのか具体的に説明いただきたいのと、その「評価・検証」が適切であるかについて一般の市民はどのように判断したらよいのか説明してほしい。	

素案1・・・「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化指針、素案2・・・提案型公共サービス実施制度に関するガイドライン、素案3・・・多様な人材活用に関するガイドライン、素案4・・・市民と行政の協働に関するガイドライン

No.	該当ページ 及び項目	市民意見の主な内容	市の考え方
18	素案1、10 ページ	<p>「(2)当指針の推進にかかる全体的な集約」の最後に「八尾市公民協働手法推進委員会」を設置するとされているが、この組織はどのような位置付けでどのような役割を果たすものであり、「行政関与の必要性と基準」で示されていた「市民の総意」や「市民との合意形成」との関係はどのようにするのか説明してほしい。また、「推進委員会」において「専門的な意見や市民の視点に立った意見などを受け、行財政改革推進本部において検討する」とあるが、これら意見と行財政改革推進本部の意思決定はどのような関係にあるのか説明してほしい。</p>	<p>「推進委員会」は、公民協働手法の今後の運用に係る提言や、提案型公共サービス実施制度によるモデル事業の実施において、必要な事項や課題等に関する提言を行うとともに、次年度以降の同制度の構築に係る検討を行う役割を担っております。</p> <p>また、「推進委員会」の意見と行財政改革推進本部の意思決定との関係は、市としての行財政改革に係る施策の意思決定機関が行財政改革推進本部であることから、「推進委員会」の専門的な意見や市民の視点を踏まえた意見を受けて、市として公民協働の推進にかかる最終的な意思決定を行うという関係にあります。</p> <p>なお、推進委員会の設置と「市民の総意」や「市民との合意形成」との関係については、今回の市民意見提出制度の実施のほか、推進委員会の構成員として市民委員を入れ、意見をお聞きすることとしており、「市民との合意形成」にかかる手法の1つとして活用してまいりたいと考えております。</p>
19	素案2、1 ページ	<p>「(3)従来型の外部委託との相違について」に「市が求めるサービス水準や民間事業者などが満たすべき業務の水準を示し、モニタリングによるチェックを行い」とあるが、サービスの特質である無形性をどのように「水準」として示すのか。とりわけ市場で取引されにくい公共サービスの場合、「満足度」などの単純な指標のみで示すことは困難だと思うが、どのように示すつもりなのか具体的に説明してほしい。また、「モニタリング」については、「基本方針」の市民意見募集の際に「質」の確保を伴ったモニタリング手法等について、今後とも慎重に検討していきたいと考えています」との考えが示されているが、検討された結果がありましたら具体的に説明してほしい。</p>	<p>提案型公共サービス実施制度において対象となる事業の要求水準は、個々の事業の特性に応じて具体的に明らかにする必要があります。今後、専門家の意見や他の自治体の取り組み状況等を踏まえながら、検討していきたいと考えております。</p>
20	素案2、1 ページ2ページ	<p>「(1)制度導入の目的と期待される効果」に8つの項目があるが、それぞれどのような理由と根拠に基づき挙げられているのか。</p>	<p>8つの項目については、「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」において公民協働による公共サービス提供により実現していく内容としてお示ししております(3ページ)。そのことから、公民協働手法の1つである「提案型公共サービス実施制度を導入していくにあたり、その目的と期待する効果として改めてお示ししているものです。なお、よりわかりやすい内容とするため詳細について整理のうえ、「提案型公共サービス実施制度に関するガイドライン」に反映することとしました。</p>